



# 船橋市転院搬送 ガイドライン

船橋市医師会 船橋市立医療センター 船橋市消防局

平成29年11月1日策定

令和8年4月1日改訂

## 目次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	転院搬送の基本的な考え方	1
4	船橋市消防局の救急車を用いた 転院搬送の要件	2
5	転院搬送時の注意事項	3
6	患者等搬送事業者の認定について	4

## 参考資料

転院搬送フローチャート	5
転院搬送依頼書記載要領	6
転院搬送依頼書	7

## 1 はじめに

転院搬送における救急車の適正利用の推進については、消防庁次長及び厚生労働省医政局長から「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け消防救第34号及び医政発0331第48号）にて、各地域メディカルコントロール協議会の枠組み等を活用し、転院搬送を行う場合のルールについて、合意形成に向けた努力をするように通知され、日本医師会においても日本医師会会長あてに「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」の周知及び協力の依頼がされております。

これらを踏まえ、当市においては、東葛飾南部地域救急業務メディカルコントロール協議会の指導・助言を受け、船橋市医師会、船橋市立医療センター及び船橋市消防局が合意のうえ、地域の実情を踏まえた「船橋市転院搬送ガイドライン」を作成いたしました。

また、消防庁次長及び厚生労働省医政局長から「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日付け消防救第217号及び医政発0630第6号）にて、改訂通知が発出されたことに伴い、所要の改訂を行いました。

## 2 目的

「船橋市転院搬送ガイドライン」は、救急業務における転院搬送の基準を定めることにより、船橋市内医療機関及び船橋市消防局が転院搬送について相互に理解し、適正かつ円滑に遂行することを目的とします。

## 3 転院搬送の基本的な考え方

救急業務に該当する転院搬送は、「医療機関に搬送され初療の後であっても、当該医療機関において治療能力を欠き、かつ、他の専門病院に緊急に搬送する必要がある、他に適当な搬送手段がない場合は、要請により出動すべきものと解する。」（昭和49年12月13日付け消防安第131号、広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答）との考え方が示されており、この要件を満たした上で、要請元医療機関の管理と責任のもとで搬送を行うものであります。

### ※参考

#### 【救急業務】消防法第2条第9項

災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第7章の2において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

【災害による事故等に準ずる事故その他の事由の範囲等】消防法施行令第42条

消防法第2条第9項の災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものは、屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病とし、同項の政令で定める場合は、当該事故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。

#### 4 船橋市消防局の救急車を用いた転院搬送の要件

船橋市消防局が救急業務として行う転院搬送は、(1)又は(2)の条件に該当する傷病者について、転院搬送を要請する医療機関(以下「要請元医療機関」という。)の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施するものであります。

なお、条件について(1)は、以下のア及びイ、(2)は以下のアからエまでのいずれかとします。

##### (1) 基本的要件

###### ア 緊急性

緊急に処置が必要であること。

###### イ 専門医療等の必要性

高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。

なお、一の医療機関において急性期の治療が終了した傷病者について、当該医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても、当該要件を満たす場合もあること。

##### (2) 地域の実情に応じた転院搬送の要件

ア 傷病者の迅速な受け入れのために、転院搬送を前提として一旦、一の医療機関が傷病者の受け入れをした場合

イ 疑い疾患に対する検査又は処置が要請元医療機関では困難なため、搬送先医療機関で行う場合

ウ 要請元医療機関では継続的な観察・治療ができない場合

エ 救急車でなければ対応が困難な特殊な医療行為が施されている場合

#### 【患者等搬送事業者とは】

救急車を呼ぶほど緊急性はないが医療機関を受診したい時、入退院や転院の時、社会福祉施設などへの送迎の時にストレッチャーや車椅子を使用して搬送する民間事業者です。

## 5 転院搬送時の注意事項

### (1) 患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等の利用について

緊急性・専門性の乏しい患者で、以下の項目に該当する場合は、患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等を利用すること。

- ア 病態が安定している場合
- イ 患者の金銭的な問題のみである場合
- ウ 歩行不能のみである場合
- エ 受け入れ医療機関等の業務上の都合
- オ その他、容態変化が考えづらい場合

### (2) 搬送先医療機関の確保について

要請元医療機関が、あらかじめ搬送先医療機関を決定し、受け入れの了承を得ること。

なお、その際は、特殊疾患等を有する傷病者を除き、原則として東葛南部保健医療圏又は東葛南部保健医療圏に隣接する保健医療圏への搬送とする。

#### **東葛南部保健医療圏**

船橋市、市川市、八千代市、習志野市、浦安市、鎌ヶ谷市

#### **東葛南部保健医療圏に隣接する保健医療圏**

千葉県 千葉保健医療圏

千葉市

東葛北部保健医療圏

松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市

印旛保健医療圏

佐倉市、成田市、印西市、四街道市、八街市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

東京都 区東部保健医療圏

江戸川区、江東区、墨田区

### (3) 医師等の同乗について

要請元医療機関が、その管理と責任のもとで搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師、看護師又は救急救命士が同乗すること。

なお、同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することを要請元医療機関が傷病者及び家族等に説明し、了承を得ること。

### (4) 転院搬送依頼書について

要請元医療機関が、転院搬送の要件、要請元医療機関担当医師情報、搬送先医療機関担当医師情報等を記載した別紙の転院搬送依頼書を救急隊に渡すこと。

6 患者等搬送事業者の認定について

船橋市消防局では、救急車を呼ぶほど緊急性はないが医療機関を受診したい時、入退院や転院の時、社会福祉施設などへの送迎の時にストレッチャーや車椅子を使用して搬送する民間事業者に対して、下記の基準に適合した場合に「患者等搬送事業者」として認定をしています。

事業者としての質の担保 道路運送法に定めるもの		
●許可・登録（一般乗用旅客・一般貸切旅客・特定旅客・自家用有償旅客）の確認		
<b>乗務員の質の担保</b> ●乗務員講習の実施 適任証の交付 ・ストレッチャー及び車椅子 （24時間） ・車椅子のみ（16時間） ※2年間有効 （その後は継続的に再教育）	<b>搬送車両の質の担保</b> ●搬送用自動車の要件 ・十分な緩衝装置 ・換気及び冷暖房の装置 ・業務を実施するために必要なスペース ・自動車電話等、緊急連絡に必要な設備 等	<b>積載資器材の質の担保</b> ●整備すべき資器材の確認 ・呼吸管理用資器材 ・保温・搬送用資器材 ・創傷等保護用資器材 ・消毒用資器材 ・その他の資器材

※船橋市消防局が認定している患者等搬送事業者は、船橋市のホームページに記載しております。

[トップ](#) > [暮らし・手続き](#) > [消防・救急](#) > [救急・救命](#) > [患者等搬送事業者について](#)

または、以下のQRコードから確認できます。



(患者等搬送事業者の一覧)

## 転院搬送フローチャート

緊急性及び専門医療等の必要性がある。  
又は地域の実情に応じた転院搬送の要件に該当する。

↓ はい

↓ いいえ

医療機関が所有する患者等搬送車や民間の患者等搬送事業者等による搬送手段がない。



救急車以外で搬送する。

↓ はい

いいえ

搬送先医療機関を決定し、受け入れの了承を得る。  
※原則として東葛南部保健医療圏又は東葛南部保健医療圏に隣接する保健医療圏への搬送とする。



医師、看護師又は救急救命士が同乗する。



救急隊のみで搬送することを傷病者及び家族等に説明し、了承を得る。

↓ はい

いいえ



**119番通報**  
(特に緊急性が高い場合は通報時に伝えてください。)

転院搬送依頼書を作成する。



転院搬送依頼書を救急隊に渡し、申し送りを行う。

# 記載要領

## 依頼書

該当項目をチェックしてください。

緊急性・専門医療等の必要性

緊急に処置が必要で高度医療が必要な傷病者等

地域の実情に応じた転院搬送の要件

ア 傷病者の迅速な受け入れのために、転院搬送を前提として一旦、一の医療機関が傷病者の受け入れをした場合

イ 疑い疾患に対する検査又は処置が要請元医療機関では困難なため、搬送先医療機関で行う場合

ウ 要請元医療機関では継続的な観察・治療ができない場合

エ 救急車でなければ対応が困難な特殊な医療行為が施されている場合

年 月 日

転院搬送日を記載してください。

依頼医療機関名

要請元医療機関名を記載してください。

<p>転院搬送の要件 (理由)</p>	<p><input type="checkbox"/> 緊急性・専門医療等の必要性</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の実情に応じた転院搬送の要件</p> <p>※救急車による転院搬送が必要な項目をチェックしてください。 ※ベッド満床、かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。</p>
<p>要請元医療機関  担当医師情報</p>	<p>担当医師名 _____</p> <p>救急車同乗医師 _____</p> <p>医師等が同乗できない理由 <input type="checkbox"/> 直接医師等の処置が必要でないため</p> <p><input type="checkbox"/> その他( ) _____</p> <p>※医師等が同乗で _____</p> <p>上記以外の理由の場合は、チェックをして理由の記載をお願いします。</p>
<p>搬送先医療機関 担当医師情報</p>	<p>医療機関名 _____</p> <p>担当科・担当医師名 _____</p> <p>連絡先(電話番号) _____</p>
<p>傷病者情報</p>	<p>フリガナ氏名 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 月</p> <p>住所 _____</p> <p>電話番号 ( ) _____</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>重要</b> 時間がない場合でも赤枠の中の記載をお願いします。</p> </div>
<p>[バイタルサイン] 時 分</p> <p>意識レベル: JCS I II III- ( ) R・I・A</p> <p>呼吸: 回/min _____</p> <p>脈拍: 回/min _____</p> <p>血圧: _____</p> <p>体温: _____</p> <p>SpO<sub>2</sub>: % (RA・O<sub>2</sub> ℓ/min) _____</p> <p>その他: ( ) _____</p>	<p>救急車内で必要な処置等</p> <p>医師等が救急車に同乗しない場合で、処置が必要な時に記載してください。 医師等が同乗する場合は記載不要です。</p>

